資料1 <u>構造上専ら障害者の方の利用に供する自動車</u> に係る減免 (身体障害者等<専用>構造自動車)

1 減免の対象となる自動車

身体障害者等<専用>構造自動車

※レンタカーは対象外

※特種用途自動車(いわゆる8ナンバー)限定です。

8ナンバーの特種用途自動車で、車検証の車体の形状が「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」、「入浴車」のいずれかで、身体障害者等※の輸送に使用する自動車

- ※リース車も対象となりますが、リース会社が申請者となります。
- ※法人使用又は「事業用」の場合、事業実施に必要な許可又は事業所の指定等を受けていることが 必要です。

※身体障害者等とは:歩行が困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者を指します。

2 申請期限

	申請期限	減免できる税目
従来から所有している自動車 (4月1日午前0時時点で 所有している自動車)	納期限まで ※郵送の場合は当日消印有効 [例:納期限が5月31日の場合] 4月1日~5月31日※まで ※5月31日が土・日曜日の場合は 翌開庁日まで	種別割
新規登録による取得 (新車・中古車新規登録)	申告書を提出した日 環境 (登録の日)から30日以内 種	種別割 環境性能割
移転登録による取得 (名義変更)		種別割 ^{※1} 環境性能割

※1:前納税義務者が非課税団体の場合に限る。

- ※新規登録・移転登録による取得の場合で、申告書を提出した日(登録の日)に減免申請書の提出がない場合は、自動車税(種別割・環境性能割)を納付いただき、減免承認後に還付となります。
- ※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。
- ※減免承認されると当初申請した内容から変更がない限り、毎年自動で自動車税(種別割)の

減免が継続されます(変更があった場合は再申請が必要です)。

- ※個人使用の〈自家用〉自動車の申請の場合、減免の適用は身体障害者等個人減免(軽自動車含む)を含め身体障害者一人につき一台です。
- <u>※不備があると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、郵送の場合は特にご注意ください。(例:申請書の記入もれ、添付書類の不足など)</u>
 - <u> 減免申請書チェックリストを配布していますので、ご活用ください。</u>

電話お問い合わせ先: 沖縄県税コールセンター TEL 098-943-5021

申請窓口

※納税義務者の住所により申請窓口が異なりますので、沖縄県のHPで確認するか、上記コールセンターにお問い合わせください。
※新祖祭録時の白新声報(孫別歌)お上が白新声報(理様世代朝)は、※新祖祭録時の白新声報(蔡別歌)を持ちて

※新規登録時の自動車税(種別割)および自動車税(環境性能割)は、従前どおり自動車税事務所が減免申請窓口です。

沖縄県那覇県税事務所 〒900-0029

那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎) 3階 TEL 098-867-1066 FAX 098-867-1146 **沖縄県自動車税事務所** 〒901-2134 浦添市港川500-10 TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1620 沖縄県コザ県税事務所 〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎) 1階 TEL 098-894-6502

FAX 098-937-2501

沖縄県名護県税事務所 〒905-0015 名護市大南1-13-11 (北部合同庁舎) 1階 TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087 宮古事務所県税課 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125 (沖縄県宮古合同庁舎) TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115 **八重山事務所県税課** 〒907-0002

石垣市字真栄里438-1 (沖縄県八重山合同庁舎) TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

●滅免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。
URL: https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html

沖縄県 自動車税 減免

3 申請に必要な書類

(1)身体障害者等<専用>構造自動車

提出書類			説明	
ア		動車税種別割減免申請書 ・の4)		
1	イ 自動車税環境性能割減免申請書 (その3)		環境性能割が課税される場合のみ、申請できます。	
ウ	自動車の写真(前面・後面・車内)、 う または外観図及び改造部分詳細 図の写し(新規登録時に限る)		外観写真は、前後のナンバープレートが確認できること。(※) 車内の写真は、改造部分及び設置した装置が確認できること。 昇降装置は、降下させた状態で撮影してください。 図面の場合は、陸運事務所に提出したものであること。 (※)新規登録、管轄変更、番号変更登録においては、登録番号未装着の前後の写真でもよい。	
I	自動車検査証写し <mark>及び自動車検</mark> <mark>査証記録事項写し</mark> または登録事項等証明書の写し		車検有効期間内であること。 車体の形状欄が「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」の いずれかであること。 車検証の記載内容に相違ないこと。(旧名称、旧住所等の記載のま までは受付できません)	
オ	その他添付資料		法人使用の<自家用>自動車の場合は・・・◎印の書類 個人使用の<自家用>自動車の場合は・・・▲印の書類 <事業用>自動車の場合は・・・■印の書類	
		定款の写し 又は現在事項全部証明書	同日に複数台申請する場合は1部で構いません。	
		事業実施に必要な手続きが 済んでいることが確認できる 書類 (社会福祉法人は除く)	例:通所介護事業、障害福祉サービス事業は「指定通知書」の写し、 介護老人保健施設は「開設許可書」の写し 社会福祉法人の場合、書類は不要ですが、左記の手続きは済んで いることが前提です。	
	◎ 運行実績報告書 又は 運行計画書(新規登録自動 に限る)	又は 運行計画書(新規登録自動車	直近3ヶ月間の運行実績を報告ください。 ※運行実績がない場合は理由書を添付ください。(自由様式) ※運行計画書は減免対象事業との関連性がわかるよう、自動車の 用途、運行区間、運行スケジュール、乗車対象者等を具体的に記入 してください。(自由様式)	
		障害者手帳の写し	氏名、障害の程度がわかること ※障害の内容によっては、車いす移動車を利用しなければならない ことが確認できる書類を求めることがあります。	
		障害者との関係を証明する 書類	例:住民票謄本、戸籍謄本、生計同一証明書、健康保険証 [※] ※健康保険証は写し ※申請者が障害者本人の場合は不要です。	
		事業許可書の写し	例:沖縄総合事務局長発行の一般乗用旅客自動車運送事業許可書	
カ		台以上申請する場合のみ】 ¤請車両リスト	申請車両リスト(登録番号のみの記載でかまいません)を添付してく ださい。(自由様式)	

〔構造減免(裏面)〕